

法人二税の超過課税

神奈川県

1 概要

- 本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、中小法人のご負担に配慮しつつ、法人県民税は昭和50年、法人事業税は昭和53年から超過課税を実施しています。
- その後も、その時々の喫緊の行政課題に活用するため、概ね5年ごとに延長しながら現在に至っています。
- 現行制度は、令和7年10月に期限が到来しますが、次の5か年においても、取り組むべき行政課題に対し、引き続き加速して取組を進めるため、超過課税を延長させていただきたいと考えています。

2 超過課税の活用状況（令和3年～7年）

○ 令和3年度～令和7年度の事業費総額は5,467億円で、ここから国庫支出金や県債等を除いた一般財源1,644億円に対して、1,254億円の超過課税を活用しています。

（単位 百万円）

活 用 項 目	事業費総額	一般財源
I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	29,151	17,743
(1) 地域経済の活性化 ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興	13,542	8,842
(2) 柔軟な経済構造の構築 ・ 新分野への進出や製造ライン変更などビジネスモデル転換への支援	15,608	8,901
II 災害に強い県土づくりの推進	402,172	123,408
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策 ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の 環境整備への支援などの大規模水害対策 ・ 治山・法面や林道の整備	192,675	47,324
(2) 地震・津波対策の一層の強化 ・ 「地震防災戦略」に基づく市町村が行う地震防災対策への支援や市街地の整備などの減災対策 ・ 電線の地中化や防災行政通信網などの減災対策	39,627	13,859
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備 ・ トンネル、橋などの安全性向上	90,312	38,634
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修 ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定されている県有施設、警察署や県立高校などの耐震改修	79,556	23,588
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	115,391	23,250
合 計	546,715	A 164,402
超過課税額	B 125,422	
活用率（超過課税額／一般財源）	B／A 76.3%	

※金額は、R 3～5 年度は決算額、R 6 年度は最終予算額、R 7 年度は当初予算額

3 主な活用実績（令和3年～7年）①

I 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に係る経済対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症等による厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業が既存事業から新たなビジネスモデルに挑戦するための費用の支援などに超過課税を活用しました。

補助の前後で事業者の売上高が**平均11%以上、約380億円増加**

⇒ **稼ぐ力の回復に貢献**

※令和2年度から4年度の補助前後で比較

<活用例> 生産性向上促進事業費補助金（令和6年度）



神奈川県 中小企業の経営者様へ

理想に
近づいて
一歩。

生産性向上促進事業費補助金
【業務効率化】「省力化」につながる設備導入にお役立てください

中小企業が物販業務や人手不足といった課題を乗り越えるには、
「稼ぐ力」を安定・強化することが重要です。
そこで、業種・業態の売上増進や効率化など、生産性向上に資する
設備の導入を補助いたします。

2次公募開始

補助額について
最大500万円
下限額25万円

補助対象経費の
割合
2/3以内

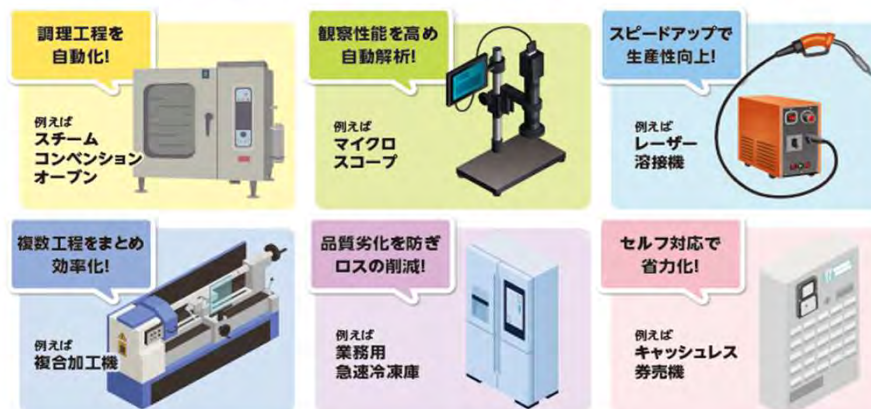
補助対象経費の
割合
1/2以内

2次公募期間
2024年7月10日(木)9:00～
7月31日(木)17:00

2024年8月1日(金)9:00～
8月30日(金)17:00

2024年9月2日(月)9:00～
9月30日(月)17:00

例えば、このような設備導入等に対して補助します。



調理工程を
自動化!

例えば
スチーム
コンベクション
オーブン

観察性能を高め
自動解析!

例えば
マイクロ
スコープ

スピードアップで
生産性向上!

例えば
レーザー
溶接機

複数工程をまとめ
効率化!

例えば
複合加工機

品質劣化を防ぎ
ロスの削減!

例えば
業務用
急速冷凍庫

セルフ対応で
省力化!

例えば
キャッシュレス
券売機

生産性向上につながる **アイデアの実現** にご活用ください。

※設備の単なる更新は補助対象外です。

3 主な活用実績（令和3年～7年）②

Ⅱ 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策



護岸整備工事（引地川（藤沢市内））



急傾斜地崩壊対策（横浜市中区内）

(2) 地震・津波対策の一層の強化



電線地中化工事（松田町内）



擁壁工事（国道134号線沿い（鎌倉市内））

3 主な活用実績（令和3年～7年）③

Ⅱ 災害に強い県土づくりの推進

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

橋りょう耐震対策の実施状況

＜令和2年度末時点＞

- ▶ 68% に着手



＜令和5年度末実績＞

- ▶ 86% に着手

※緊急輸送道路路上かつ平成8年より古い耐震基準で作られた橋脚のある橋りょうの着手率



県道42号座架依橋（厚木市－座間市間）

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修

県立学校等の耐震対策の実施状況

＜令和2年度末時点＞

- ▶ 高等学校 82.4%
- ▶ 特別支援学校 98.5% に着手



＜令和6年度末実績＞

- ▶ 高等学校 97.7%
- ▶ 特別支援学校 100% に着手



県立座間高校

3 主な活用実績（令和3年～7年）④

Ⅲ 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備



新秦野インターチェンジへの接続道路



県道64号伊勢原津久井
（古在家バイパス）



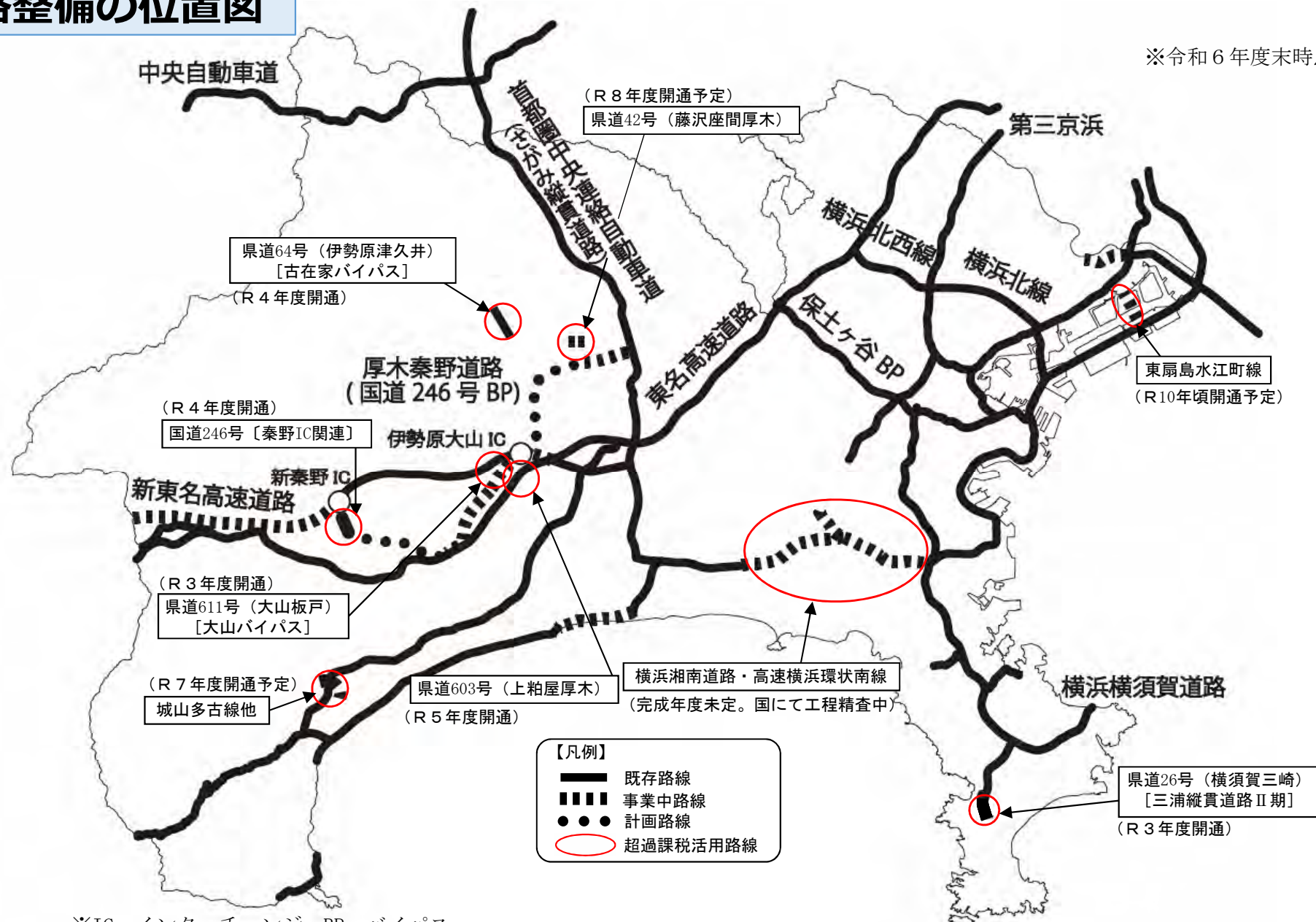
県道603号（上粕屋厚木）



県道26号（横須賀三崎）
[三浦縦貫道路Ⅱ期]

3 主な活用実績（令和3年～7年）④

主な道路整備の位置図



※IC：インターチェンジ、BP：バイパス

4 超過課税延長の基本的な考え方

(1) 取り組むべき行政課題

I 経済対策の推進

- 長引く物価高騰や深刻な人手不足など、コロナ禍後も県内企業は様々な課題に直面している
⇒ **県内経済の持続的な発展に向けた対策を強力に推し進めていく**必要がある

II 災害に強い県土づくりの推進

- 能登半島地震で地域の孤立などの多くの課題が顕在化したことから、本県に共通する課題の検証も行い、新たな地震防災戦略にこれらの課題への対応を盛り込んだ
- また、昨年の台風10号では台風から離れた本県でも記録的な豪雨に見舞われるなど、近年、全国で深刻な風水害が頻発化しており、令和7年度にはこうした風水害への対応を検討し、水防災戦略を改定する予定
⇒ **地震防災戦略に基づく大規模地震対策や、水防災戦略に基づく大規模水害対策等に継続して取り組む**必要がある

III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- 県内経済を持続的に発展させるとともに、災害時に代替路となり、物資の輸送や経済活動の早期再開に大きな役割を果たす
⇒ **幹線道路の整備に継続して取り組む**必要がある

4 超過課税延長の基本的な考え方

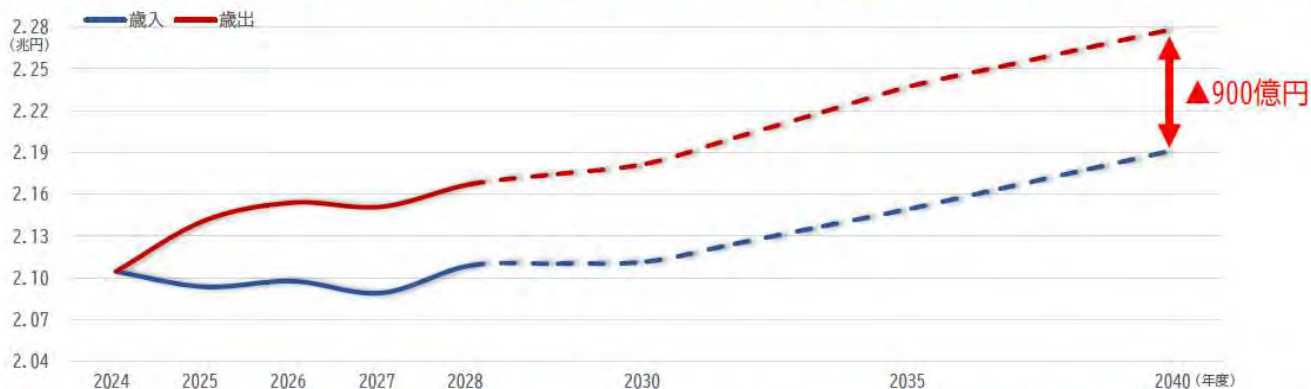
(2) 中長期の財政見通し

- 仮に法人二税の超過課税を延長せず、現行の取組を継続した場合、本県の財政状況は、介護・医療・児童関係費の増加等もあって、令和8年度から12年度までの5か年で3,100億円（年間600～700億円）の財源不足が見込まれています※

※中長期の財政見通し（令和6年2月）

財政収支

0 億円（2024年度予算） ▶ ▲600 億円（2028年度推計値） ▶ ▲900 億円（2040年度推計値）



超過課税が終了すると、
これまで加速化してきた
事業が減速しかねない状況

区分	2024 (令和6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	2028 (10年度)	2030 (12年度)	2035 (17年度)	2040 (22年度)
歳入	2.10兆円	2.09兆円	2.09兆円	2.09兆円	2.11兆円	2.11兆円	2.15兆円	2.19兆円
歳出	2.10兆円	2.14兆円	2.15兆円	2.15兆円	2.17兆円	2.18兆円	2.24兆円	2.28兆円
収支差	0億円	▲ 500億円	▲ 600億円	▲ 600億円	▲ 600億円	▲ 700億円	▲ 900億円	▲ 900億円

●収支差は拡大傾向にあり、2040年度には▲900億円まで収支は悪化します。

本推計にあたり、

- ①人口推計は、「神奈川県将来人口推計」における上位・中位・下位のうち、中位を、
 - ②名目GDP成長率等は、「中長期の経済財政に関する試算」における成長実現ケース・ベースラインケースのうち、ベースラインケースを、
 - ③その他P9～P10に記載の与件を、
- 採用しており、その推計結果については幅をもって解釈する必要があります。

【出典】 中長期の財政見通し（令和6年2月）

5 超過課税の延長と活用目的（案）

- 本県が取り組むべき行政課題や今後の財政見通しを踏まえ、超過課税を延長させていただき、「**経済対策の推進**」、「**災害に強い県土づくりの推進**」、「**幹線道路の整備**」に活用することで、引き続き取組を加速させていきたいと考えています。

活用目的	主な活用事業
I 経済対策の推進	生産性向上への支援や働きやすい環境整備等による労働力確保に向けた支援など、<u>県内経済の基盤強化</u>
II 災害に強い県土づくりの推進	
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策	「水防災戦略」に基づく<u>河川の整備等の大規模水害対策</u> <u>治山施設・林道施設の整備・強靱化</u>
(2) 地震・津波対策の一層の強化	「地震防災戦略」に基づく<u>減災対策</u> <u>電線の地中化</u> など
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備	<u>トンネル、橋などの安全性向上</u>
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修	<u>災害時の避難所等の拠点</u>として重要な役割を果たす県有施設、警察署、県立高校等
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える<u>幹線道路の整備</u>

6 税制措置

(1) 税率等の考え方

- 原則として、県内すべての法人を超過税率の対象とする。
- ただし、中小法人への配慮として、資本金や所得金額が一定規模以下の法人には超過税率を適用しない。

⇒ **超過税率及び適用対象は現行制度を維持**

＜現行制度＞

区 分	税 率	適用対象外の法人
法 人 県民税	1.8% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法 人 事業税	特別法人事業税（国税）と合わせた実質的な 税負担が標準税率の5%増しとなるよう設定	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 所得金額が年1億5,000万円以下 (収入金額を課税標準とする法人にあつ ては収入金額が年12億円以下)

(2) 適用期間

- 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する。（5年間）

7 今後のスケジュール

- 令和7年第2回県議会定例会(6月)に、「素案」を報告させていただきます。
- なお、超過課税の延長に必要な条例改正は、令和7年第3回県議会定例会(9月)に提案する予定としております。